

司法書士に 相談しよう!!

無料電話相談

誰に相談したら良いのか分からない、
友達や親に相談できない、相談場所
に行く時間がない。急ぎの用件で、大
至急相談したい。そんな時には、司法
書士ホットラインへお電話を。

(通話料はご負担いただきます。)

※相談時間は10分程度でお願いします。

面談予約

面接相談を希望される場合には、各相
談センターにて予約することができます。

司法書士紹介

依頼を希望される方には、司法書士を
紹介することもできます。各相談セン
ターに直接お問い合わせください。

司法書士ホットライン

(無料電話相談専用ダイヤル)

※相談時間は、10分程度です

月・火・水・木・金 / 午前10時～午後3時45分

☎ **03-3353-2700**

水・木 / 午後5時～午後7時45分

☎ **042-540-0663**

www.tokyokai.jp

東京司法書士会

検索



東京司法書士会 総合相談センター (四谷)

法テラス指定相談場所

〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-37
司法書士会館1階

- JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩4分
- 東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

お問
合せ

☎ **03-3353-9205**

※予約制 [平日] 午前9時～正午 / 午後1時～午後4時30分



三多摩総合 相談センター (立川)

法テラス指定相談場所

〒190-0012
東京都立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A

- JR中央線立川駅 北口 徒歩6分(北口大通り経由)
- 多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

お問
合せ

☎ **042-548-3933**

※予約制 [平日] 午前10時～午後4時

司法書士
ホットライン

無料電話相談

東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37

司法書士ホットライン

(無料電話相談専用ダイヤル)

※相談時間は、10分程度です

月・火・水・木・金 / 午前10時～午後3時45分

☎ **03-3353-2700**

水・木 / 午後5時～午後7時45分

☎ **042-540-0663**

よくある

Q&A

Q1 裁判所から封筒が来ました。

A1 大至急封筒を受け取って、中身を確認しましょう。放っておくと相手の言い分が認められてしまう可能性もあります。まずはお電話でご相談ください。

Q2 父親が多額の借金を残して亡くなりました。

A2 家庭裁判所で3か月以内に相続放棄すれば、財産も相続できませんが借金も相続されません。

Q3 亡くなった夫が不動産を持っていた場合、どうすればいいですか？

A3 相続人の名義にする不動産の相続登記が必要です。手続きについては司法書士にご相談ください。

Q4 住宅ローンを払い終わり、金融機関から書類が送られて来ました。

A4 金融機関の合併、名義変更等があると、ご自分で抵当権を抹消するのは大変です。登記の専門家である司法書士にお任せください。

Q5 新しく会社を作りたいのですがどうしたらいいですか？

A5 会社の基本ルールである定款を作り、会社設立の登記をする必要があります。手続きが複雑になることもありますので、司法書士にご相談ください。

Q6 借りていた部屋の壁紙の交換などで高額の修繕費を請求されました。

A6 誤って傷をつけてしまったなど、部屋の通常の使用や経年劣化によるものを越える部分だけ支払う必要があります。

Q7 勤めている会社が給料を払ってくれません。

A7 働いた期間に応じて、給料をもらうことができます。民事調停や訴訟など、裁判所を使った手続きで解決することもできます。

Q8 エステをやめようとしたら、高額の解約料を請求されました。

A8 特定商取引法により解約料の上限は2万円または未利用料金の10%、および利用済みの料金に限られています。

Q9 司法書士って何をする人？

A9 不動産と商業登記、供託の代理と裁判書類の作成をします。認定司法書士であれば140万円以内の訴訟や調停、和解等の代理人にもなれます。

Q10 司法書士は他にどんなことをしてくれるの？

A10 成年後見制度のご利用は司法書士にお任せください。他にも遺言執行、消費者教育、ADR(裁判外紛争解決手続)、企業法務等、幅広い分野で活躍しています。

Q11 相続人のわからない空家があります。どうすればいいですか？

A11 相続人のいない人の遺産を管理する、相続財産清算人の制度があります。詳しくは司法書士にご相談ください。